

平成21年度組織的な大学院教育改革推進プログラム
ヒアリング実施要領

平成21年4月9日
組織的な大学院教育改革推進
プログラム委員会

1. 目的

組織的な大学院教育改革推進プログラムにおける優れた教育プログラムを選定するため、分野別審査部会の各系部会（「人社系」、「理工農系」、「医療系」）において、「計画調書」の内容等について、書面審査の結果を踏まえ、当該申請の説明者（学長又は副学長（教育担当）、取組実施担当者（代表者）等）に対しヒアリングを行う。

2. ヒアリングの進め方

(1) 時間の配分(合計30分)

- | | | |
|---|--|-------|
| ① | 大学全体としての位置付け等
研究科・専攻における教育の課程
教育プログラムの計画 | 12分以内 |
| ② | 質疑応答 | 10分以内 |
| ③ | 審議のとりまとめ | 8分 |

(2) 説明者

各事項の説明者は、申請内容等について責任をもって説明できる者とする。

また、当該申請ごとに学長又は副学長（教育担当）、取組実施担当者（代表者）を含め、4名以内とする。

ただし、他の大学との共同申請の場合は、当該大学の取組実施担当者を含めて5名以内とする。

(3) 説明資料

「計画調書」を基に説明することとするが、別途図表等の資料を用いる場合は、必要最小限のものとする。

(4) 説明事項等

以下の共通説明事項ごとに計画調書の記載内容及び書面審査結果を踏まえ、【別紙1】の通り評点を判断し、取扱う。

- | |
|---|
| 1. 大学全体としての位置付け等（15点満点）
◇教育プログラムの大学全体としての位置付け
◇支援期間終了後の大学による自主的・恒常的な展開の方策 |
| 2. 研究科・専攻における教育の課程（30点満点）
◇人材養成目的
◇大学院教育実質化及びこれを通じた国際的教育環境の醸成のための取組 |
| 3. 教育プログラムの計画（30点満点）
◇計画の概要
◇期待される成果 |

3. ヒアリングに当たっての留意事項

(1) ヒアリングは、【別紙2】による必要な体制（専門性、人数）を十分配慮し実施する。

(2) 大学側の説明（12分以内）が終了してから質疑応答を行う。

(3) 「質疑応答」の時間帯（10分以内）では、効率的な観点から、書面審査結果及び大学側の説明等で不明な点や更に明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとする。

なお、計画調書に記載されている内容を改めて質問することは、出来る限り避けることとする。

(4) 各々のヒアリング終了後、大学側からの説明や質疑応答を踏まえ、部会として合議により取りまとめる。

(5) 大学側の説明12分、質疑応答の時間10分は厳守し、大学側の説明が12分以内で終了しても残り時間を質疑応答の時間に振り替えることはしない。

4. ヒアリング出席者の注意事項

(1) ヒアリング説明者は、進行状況により、開始時間が早まることを想定して、当該申請ヒアリング開始時間30分前にヒアリング会場前に参集すること。

(2) 説明時間が限られているため、説明はできるだけ簡潔に行うこと。

(3) ヒアリング会場には、液晶プロジェクター、パソコン(Windows)及び接続ケーブル(D-sub 15ピンケーブル、3列ピン)を用意してあるので、説明時に利用できること。

(4) ヒアリング時に使用する追加説明資料がある場合は、ヒアリング当日に必要部数(整理の都合上A4判サイズとする)を用意すること。(詳細は別途通知することとする。)

(5) ヒアリング内容の録音及び録画は禁止とする。

5. 合議審査の進め方

分野別審査部会は、全ヒアリング終了後、審議を尽くした上で、下記の留意事項に配慮・留意しつつ、合議により総合評価を下表により行い、採択候補(「余裕があれば、採択候補とする」ものも含む。)を選定する。

なお、合議審査の際に判断の目安として用いる、書面審査及びヒアリングの評点の集計結果について、個々の委員の評点が著しく乖離している場合は、評点の平均値に捉われることなく、それぞれの審査結果(所見)を十分加味しつつ、慎重に合議審査を行うこととする。

区 分	評 価
○	・採択候補とする。
△	・余裕があれば採択候補とする。
×	・採択候補としない。

-- 採択候補選定に当たっての留意事項 > -----

- 1) 大規模ないわゆる有力大学の計画のみでなく、地方大学や私立大学を含め、比的小規模な大学の優れた計画についても選定されるよう配慮すること。
- 2) 各大学院の多様な優れた取組を選定する観点から、1大学に採択が集中しないよう配慮すること。
- 3) 申請件数を考慮しつつ、博士課程・修士課程の各段階及び分野間のバランスにいても配慮する。

6. ヒアリングに係る事務担当

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部研究事業課（組織的な大学院教育改革推進プログラム担当）

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地一番町FSビル7F

TEL：03-3263-1740

FAX：03-3237-8015

【別紙 1】

ヒアリング審査結果(評点)の取扱い等について

組織的な大学院教育改革推進プログラムのヒアリングに基づく審査結果は、以下により、ヒアリングの共通説明事項ごとに評点化し、書面審査結果の評点に加点した上で、分野別審査部会において、それぞれの定性的なコメントとともに、採択教育プログラムの選定の際の判断の目安として用いる。

1. ヒアリングの共通説明事項ごとの評点

各共通説明事項については、当該課程の人材養成目的に照らして、その他の大学の特性(規模、地理的条件等)も考慮しつつ、各大学の工夫(特色)ある取組や改善に向けての努力、計画全体の将来性などについても十分配慮しつつ、下表1により評点を判断することとする。

【表1】

評点区分	評 価 (目 安)
a	非常に優れている。
b	優れている。
c	妥当である。
d	難点がある。

また、各ヒアリング担当委員の評点区分を以下により、換算する。

【評点の基本的考え方】

○ ヒアリングが書面審査を補完するという役割を担うことを踏まえ、ヒアリング結果も一定程度重視しつつ、総合的に採択教育プログラムを選定する際の判断の目安として、ヒアリング評点を配点する必要がある。

このため、書面審査評点(視点1(50点)+視点2(50点)計100点満点)に対し、ヒアリング評点については、75点を満点とする。

○ 各共通説明事項については、下記の各共通説明事項のそれぞれの重要性に鑑み、評点に重み付けをし、4段階評価(a、b、c、d)の評点区分を以下により換算する。

1. 大学全体としての位置付け等 (a=15点, b=10点, c=5点, d=0点)
2. 研究科・専攻における教育の課程 (a=30点, b=20点, c=10点, d=0点)
3. 教育プログラムの計画 (a=30点, b=20点, c=10点, d=0点)

○ 各共通説明事項の評点は、専攻等が掲げる人材養成目的に照らして付すこととするが、審査担当件数に応じて、下表2に示した合計点の割合及び4つの区分のバランスに配慮しながら合計点を調整すること。

【表2】

合 計 点	割 合
65点以上	〇〇%以内(別途定める)
50点以上	
30点以上	
30点未満	〇〇%以内(別途定める)

○ ヒアリングの所見は、分野別審査部会における合議審査の際の極めて重要な判断材料となるため、どの点が優れている点なのか又はどの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ずコメント欄に記載すること。

2. ヒアリングにおける評点の平均値

上記により付した評点を基に、当該審査案件ごとにヒアリングを担当した委員数により除し、平均値を求め、合議審査等の際の採択の判断の目安として用いる。

また、この平均値は非公開とし、部会長会議及び各分野別審査部会限りの資料とする。

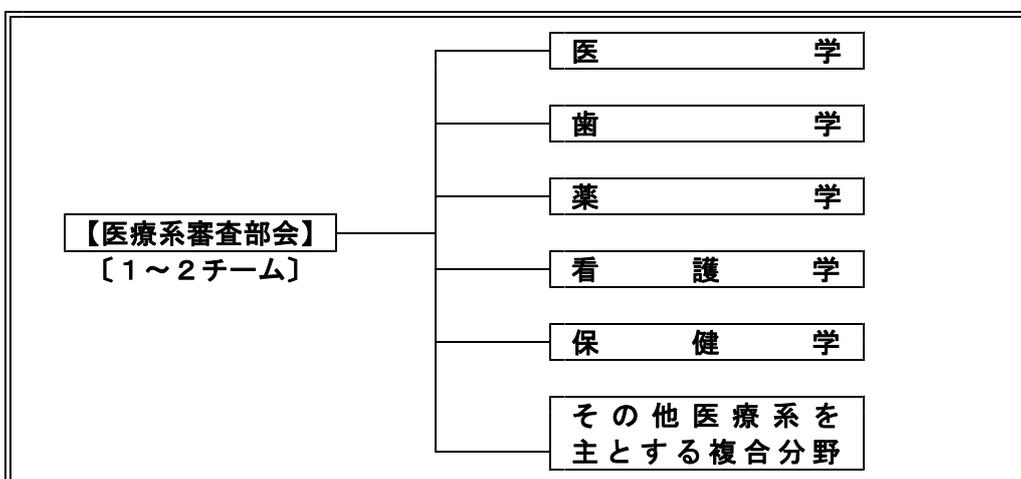
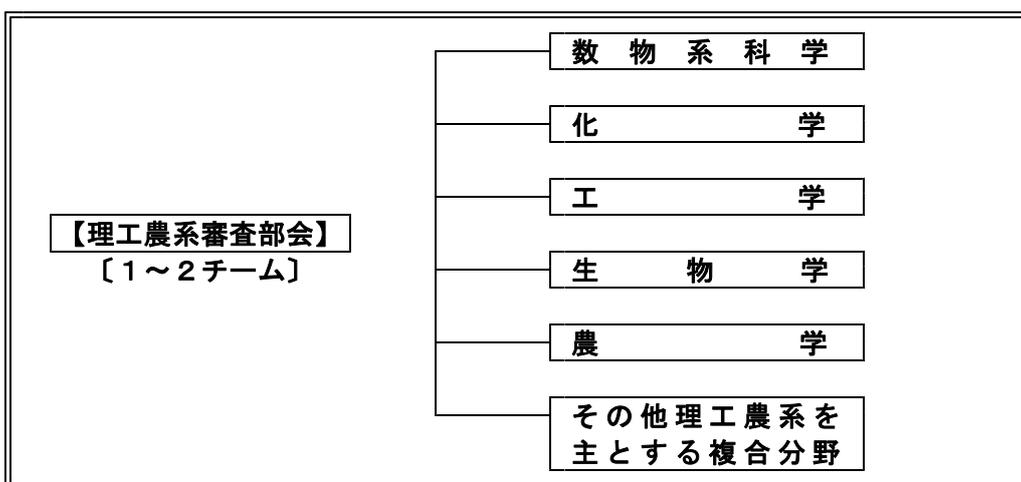
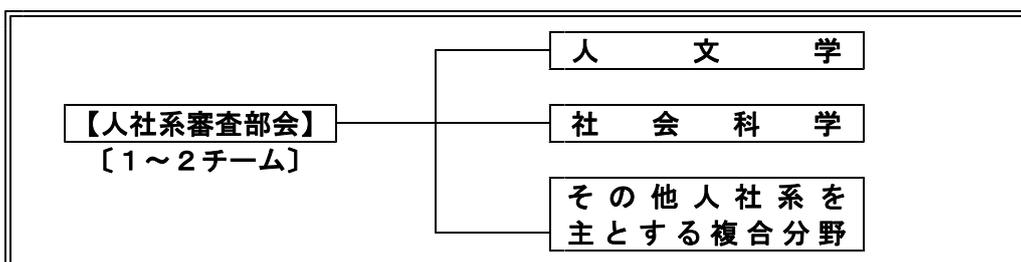
【別紙 2】

○ ヒアリング実施体制

当該申請専攻等の関連研究分野（分科）及び申請内容を踏まえ、必要な学問領域等を考慮しつつ、効率的にヒアリングを実施するため、原則として書面審査を担当した委員及び専門委員を含めた10名程度のヒアリングチームを編成の上、実施し、各ヒアリングチームのヒアリング結果を基に部会として合議による取りまとめを行う。

また、ヒアリングチームの編成に際しては、幅広く多面的に当該大学院の教育活動等を評価する観点から、以下の部会ごとの学問領域（例示）を考慮した、分野横断的なヒアリングチームを編成し、実施することとする

〈系部会ごとのヒアリングチームの編成イメージ〉



* ヒアリング対象となった教育プログラムの数、申請内容等に応じて、適宜編成する。

